

# 笹目北町会規約

## (名称と事務所)

第1条 本会は「笹目北町会」と称し、事務所を町会長宅に置く。

## (会員)

第2条 本会は笹目北町に居住する世帯を会員及び準会員として組織する。  
又、同町内の工場、営業所、事務所等の事業所を賛助会員とする。

## (目的)

第3条 本会は友愛を基調とし、会員の相互協力、福利増進、併せて隣保親善の実を挙げる事を目的とする。

## (事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 文化、教養、体育に関する事業
2. 保健、衛生、防災に関する事業
3. 慶事弔事、防犯及び厚生娯楽に関する事業
4. 公共機関との連絡協調に関する事業
5. 地区内各種団体の育成強化に関する事業
6. 戸田市より委託された事業
7. 青少年育成に関する事業
8. その他、本会の目的達成に必要な事業

## (役員)

第5条 本会には次の役員を置き、任務は次の通りとする。

1. 町会長 1名  
本会を代表して会務を総括する。
2. 副町会長 若干名  
会長を補佐し、会長事故あるときは、その任務を代行する。
3. 会計 2名  
本会の会計に当たる。
4. 会計監査 2名  
本会の会計を監査し総会に報告する。
5. 顧問  
町会長退任後、顧問に就任し、必要のあるときは会務に助言を与える。
6. 理事 若干名  
専門部をもって、町会を代表する者とする。
7. 組長 各組1名  
担当組を代表し、会員・班長と町会長との連絡調整に当たる。なお、組については町会内の住所を元に以下のように分ける。  
1組: 笹目北町 1～2番地  
2組: 笹目北町 3～4番地  
3組: 笹目北町 7～9番地  
4組: 笹目北町 5～6番地  
5組: 笹目北町 10・14番地  
6組: 笹目北町 15～17番地  
7組: 笹目北町 11～13番地
8. 班長 各班1名  
担当班を代表し、班務を総括し、会員と組長・町会長との連絡調整に当たる。なお、マンションおよび集合住宅などの場合、組の中に班を組織する。

## (役員を選出)

第6条 役員を選出は次の通りとする。

1. 前条の役員は選考委員会において選出し、総会の承認を得る。  
選考委員会は町会長を除く理事で構成する。
2. 但し、班長は各班において選出し、総会に報告する。場合によっては組長・班長は町会長の委嘱あるものとする。

(役員任期)

- 第7条
1. 役員任期は2ヶ年とし、再任を妨げない。
  2. 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。
  3. 班長に関してはその班地区で任期を決定する事ができる。

(専門部)

- 第8条
- 第4条の事業を円滑に実施するため、本会に次の専門部をおき、その任務は次の通り
1. 総務部／庶務・企画・地区内各種団体の育成強化及び他の専門部に属しない事業
  2. 文化部／社会教育・体育・その他文化教養に関する事業
  3. 厚生部／会員の親睦・福利厚生に関する事業
  4. 環境防犯部／環境衛生並びに防犯防災に関する事業
  5. 婦人部／婦人の親睦機関とし、特に女性の地位向上・教養の発展並びに会員相互の慰安・互助に関する事業
  6. 子供会／青少年の育成指導および子供会運営に関する事業

(専門部の構成・選出)

- 第9条
- 第8条の専門部の構成及び選出方法は次の通りとする。
1. 各専門部は部長、副部長、部員によって構成し、任期は2年とする。
  2. 部員は組長、班長、及び町会長の委嘱した者を以て組織する。但し、婦人部は町会内に居住している女性1名以上をもって組織する。
  3. 各専門部の部長は町会長が会員の中から委嘱し総会に報告する。

(会議)

- 第10条
- 本会の会議は総会、理事会、役員会として次の通り行う。
1. 総会は毎年、年度始めに町会長が招集し、予算、決算、事業計画その他会則の定める事項を審議決定する。又、町会長が特にその必要を認めるときには、町会長は臨時総会を招集する。
  2. 理事会は町会長が招集し、事業の企画立案、予算案の編成、各種行事その他重要事項を審議する。
  3. 役員会は第5条第1, 2, 3, 4項の役員と理事で構成し、町会長の諮問事項を審議し指示事項の処理に当たる。  
役員会の構成員は総会に報告しなければならない。又、役員会は月1回以上開催するものとする。
  4. 上記以外の会議は関係者の合意のもとに随時開くことができる。但し、招集者は適宜、町会長に報告する必要がある。
  5. 会議の議決は出席者過半数の賛成を要す。可否同数の場合は町会長がこれを決する。  
但し、町会長が出席しない会議の場合は、議長がこれを決する。

(会計)

- 第11条
- 本会の経費は町会費、賛助会費、補助金、寄付金その他の収入を以てこれに充てる。

(会費)

- 第12条
- 会費は総会において一世帯当たりの金額を定める。会員及び準会員は毎年度末までに会費を納入しなければならない。

附則

会費は会員及び準会員となった月から脱会した月分まで納入するものとする。  
但し、前納入金者が途中で退会した場合、未経過分の会費は返金しない。

(会計年度)

- 第13条
- 本町会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

- 第14条
- 本規約の改正は総会の議決を経なければならない。

- 第15条
- 本規約の実施のために必要な細則は別途役員会においてこれを定める。

- 第16条
1. 本規約は平成24年5月20日より施行する。
  2. 本規約は平成29年5月21日より施行する。
  3. 本規約は令和元年5月19日より施行する。